

第4期

苫小牧市中小企業振興審議會
報告書

令和3年5月

苫小牧市中小企業振興審議會

目 次

- 1 はじめに 1
- 2 苫小牧市中小企業振興審議会について 2
 - (1) 第3期苫小牧市中小企業振興審議会からの引継ぎ事項について
 - (2) 第4期苫小牧市中小企業振興審議会の活動について
- 3 創業促進・事業承継部会の活動結果 3
 - (1) 第3期部会からの引継ぎ事項及び部会名の変更
 - (2) 苫小牧市中小企業振興計画に関する議論
 - (3) 部会における課題と第5期部会への引継ぎ事項
 - (4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による今後の考え方について
- 4 人材確保・育成部会の活動結果 5
 - (1) 第3期部会からの引継ぎ事項及び部会名の変更
 - (2) 苫小牧市中小企業振興計画に関する議論
 - (3) 部会における課題と第5期部会への引継ぎ事項
 - (4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による今後の考え方について
- 5 販路拡大・需要開拓部会の活動結果 7
 - (1) 第3期部会からの引継ぎ事項
 - (2) 苫小牧市中小企業振興計画に関する議論
 - (3) 部会における課題と第5期部会への引継ぎ事項
 - (4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による今後の考え方について
- 6 今後の中小企業振興のあり方について 9
 - (1) 苫小牧市中小企業振興計画の着実な実行へ向けて
 - (2) 第5期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ
- 7 参考 11
 - (1) 第4期苫小牧市中小企業振興審議会名簿
 - (2) 審議会活動記録
 - (3) 創業促進・事業承継部会の記録
 - (4) 人材確保・育成部会の記録
 - (5) 販路拡大・需要開拓部会の記録
 - (6) 苫小牧市中小企業振興計画・計画別冊(別添)
 - (7) 苫小牧市中小企業振興条例
 - (8) 苫小牧市中小企業振興審議会規則

1 はじめに

我が国の中小企業の業況はリーマン・ショック後に大きく落ち込み、その後は東日本大震災や消費税率引上げの影響でところどころで落ち込みはあるものの、総じて緩やかな回復基調で推移してきました。

しかし、令和2年に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、中小・小規模事業者を取り巻く環境は一変し、経営環境は厳しさを増しております。加えて、従前からの課題も解決しているとは言い難く、大企業との生産性の格差や企業の人手不足、経営者の高齢化による事業承継等の課題は依然として存在しているため、より一層の経営支援が求められております。

一方で、このコロナ禍をひとつの契機と捉え、既存ビジネスの売上を補填するべく新たな事業を始める事業者や非対面ビジネス型の高まりに対応するために新たな販売方法や商品開発を行う事業者、新たに起業する事業者、コロナに負けない意欲的な取組を行う中小・小規模事業者等もあり、今後の成果に対して期待を寄せているほか、成功例や失敗例の情報を共有する必要性も感じております。

さて、第4期苫小牧市中小企業振興審議会では、これまで人材育成部会で議論してきた事業承継を、親和性の高い創業部会での議論へと改組するなど、より事業者の方の実態に即した内容で、計画が実行に繋がるよう議論を行ってまいりました。

今後は、計画に基づき、市・経済団体・大企業・市民が協力して中小・小規模事業者等のための各種事業・取組を推進しコロナ禍をはじめとした課題に打ち勝っていくことを期待しています。本報告書は、第4期審議会の活動実績を取りまとめるとともに、第5期審議会でも引き続き議論が必要な課題などを整理し、今後の中小企業振興計画の着実な実行に向けて継続審議を行うため報告するものであります。

第4期苫小牧市中小企業振興審議会 会長 高橋 憲司

2 苫小牧市中小企業振興審議会について

(1) 第3期苫小牧市中小企業振興審議会からの引継ぎ事項について

第3期審議会では平成30年4月に中小企業支援の方向性とそれぞれの重点施策を体系的に考え、中小企業振興に関する施策等を総合的かつ計画的に進める「苫小牧市中小企業振興計画〜がんばる中小企業を応援するとまチョップラン(P L A N)」を策定しました。

また、「創業促進部会」「人材育成・事業承継部会」「販路拡大・需要開拓部会」の3部会の中で中小企業が抱える課題や支援方法について調査・議論を重ねてまいりました。

その結果、ワンストップサービスによる窓口の一本化や、キャッシュレス決済などのICT化の推進、部会の構成や審議会における位置づけの変更の検討や中小企業振興条例の一部見直しなどが申し送り事項として引き継がれました。

(2) 第4期苫小牧市中小企業振興審議会の活動について

第4期審議会では、第3期から部会を改組し、事業承継を創業促進部会に移行して「創業・事業承継促進部会」「人材確保・育成部会」「販路拡大・需要開拓部会」の3部会構成で、第3期からの申し送り事項と新たに発生した課題等について議論や市の中小企業政策の諮問機関として事業への提言や事務局からの事業提案に対して進言を行ってまいりました。

各部会においてブレインストーミングを行い、各部会における課題の把握とその課題を解決した時に訪れるであろうハッピーエンドとその課題を放置した際に訪れるバッドエンドについての議論を行い、具体的な改善案に繋がる意見集約を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業環境が大きく変化し、多くの事業者が非接触型ビジネスへの転換を余儀なくされる中、その影響などについても議論を行ってまいりました。

3 創業促進・事業承継部会の活動結果

(1) 第3期部会からの引継ぎ事項及び部会名の変更

第3期創業促進部会より「創業はゼロから事業を起こすことから、各種手続きや販路開拓に非常に労力がかかるため、創業希望者を事業承継が必要な企業とマッチングさせるなどできないか、可能性を探ることが必要」との引継ぎを受け、第3期までの「創業促進部会」から「創業促進・事業承継部会」と部会名称を変更し、新たに事業承継について考えていくこととなりました。

(2) 苫小牧市中小企業振興計画に関する議論

《主要意見》

- ◆多くの人が集まれる場所の必要性
 - ・ 創業支援センターの創立
 - ・ やる気のある人が集まれる場所、情報があふれる場所を作る
 - ・ 元気な中小企業が増えれば、大企業の誘致も順調に
 - ・ 街並再生(中心市街地)、にぎわい創出(ハードではなく)
- ◆意欲のある人材の発掘(学生、女性(主婦)など)
 - ・ 企業再生請負人を作る
 - ・ 同じ波長の人が集まる、高齢者が元気になり若手に教えるようになる
 - ・ みんなが協力し盛り上がる
 - ・ 経営者が増え、※₁アントレプレナー教育が進む
 - ・ 創業や新規プロジェクトをしたい人が集まる
- ◆情報が足りない
 - ・ 全国の成功した取組事例を紹介
 - ・ 情報共有がしやすくなる
 - ・ 子ども・若い学生・主婦・シニアの輪が変わる。状況共有できる

＜その他の主な意見＞

- ◇創業機運の掘り起こしが必要
- ◇事業承継が必要な企業の掘り起こしが必要
- ◇資金が足りない

(3) 部会における課題と第5期部会への引継ぎ事項

ブレインストーミングの議論を経て、第4期で今後必要な事業について下記のとおり整理いたしました。

○部会における課題と提案、次期部会への申し送り事項

<①場所の提供>

- ・理想は創業支援センター、現実としては各団体が集まり交流（コラボ）できる場所が必要

<②人材の発掘>

- ・学生、女性、市民、起業家等の様々な人材が、市の事業等に参加し交わることが必要（多様な人材の交流により、起業、イベント、まちおこし等につながる可能性）

<③情報の送受信の必要性の提供>

- ・プッシュ型の情報発信の必要性（LINEなどの活用）

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による今後の考え方について

○コロナ禍にも関わらず、今年度の創業セミナー参加者及び新規創業者が例年より多い。そういった創業者を継続して支援することが必要である。

○LINEや^{※2}LINE公式アカウントを活用し、各種事業や取組について積極的に情報発信していく必要がある。（苫小牧市のLINE公式アカウントの登録者は約1万人（令和2年12月時点）。当初は新型コロナウイルス感染症関係の情報のみ発信していたが、令和2年8月からはコロナ以外の情報も発信している）

※1アントレプレナー教育：起業家的な精神と資質、能力を育む教育。

※2LINE公式アカウント：ビジネス向けLINEアカウントで、企業などが登録ユーザーに向けて一斉にメッセージやクーポンを配信できる仕組み。

4 人材確保・育成部会の活動結果

(1) 第3期部会からの引継ぎ事項及び部会名の変更

第3期人材確保・事業承継部会より「中小企業の事業承継支援など、市の取組を効果的に実施できるよう、継続して議論・提言を行う」との引継ぎを受け、事業承継はより親和性の高い創業促進部会にて議論を行うこととし、名称を「人材確保・育成部会」に変更し、人材確保・育成についてより深い議論を進めていくこととなりました。

(2) 苫小牧市中小企業振興計画に関する議論

部会では、中小企業の「人材確保と育成」について、現在の課題や必要な施策などについて協議しました。共通認識の基に議論を進めるため、また、企業規模や業種などによって求められる支援は様々であるため、ブレインストーミングを交え、活発・自由に意見を出し合いました。

《主要意見》

- ◆中小企業が単独で育成プログラムを作るのは難しい。
- ◆会社を超えた情報交換ができるコミュニティの形成が重要。
- ◆高校生が地元企業を知る機会が少ない。
- ◆学生、若者の職業観や採用プロセスが変化してきている。採用する側との意識の乖離があるのでは。
- ◆求職者と企業の採用後のミスマッチを防ぐため、インターンシップなどの支援があればよいのではないか。

(3) 部会における課題と第5期部会への引継ぎ事項

計画策定後、部会でこれまで議論し計画に載せられなかった課題や、第5期で引き続き議論していきただきたい内容について、下記のとおり整理しております。

○部会における課題と提案

求職者のニーズが変化しているにも関わらず、採用する企業側の考えや体制が変わっていない現状があります。入社後の早期離職の防止や人材育成を図るためにも、雇用のミスマッチを防ぐ取組を提案します。

[中小企業の人材確保支援について]

- ①就職マッチング支援事業「とまジョブ」では、コンテンツを充実させ登録企業の増加を図ること。
- ②中小企業の管理者向けに、人材確保・採用戦略のための意識改革セミナーを開催してはどうか。

○次期部会への申し送り事項

〈人材育成事業の強化〉

人材育成の取組が少ないため、支援を強化してほしい。

支援にあたっては、研修費用補助等、画一的な支援だけではなく、コンサルティングや人材育成計画策定など広い取組に対しての支援を検討して頂きたい。

〈※ ICT活用の有効性の検討〉

ICTの活用が人材確保、人材育成にどのように寄与するか検討をお願いしたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による今後の考え方について

少子高齢化による人手不足による生産性の向上や感染症拡大防止を図るため、ICTの活用が期待されます。市内企業におけるICTの活用については、ICT人材の確保・育成への支援、オンラインによる採用活動への支援等考えられますが、今後の支援のあり方を検討していく必要があると考えます。

※ ICT：Information and Communication Technology の略で「情報通信技術」の意味。SNSのやり取りやメールでのコミュニケーション、ネット通販など人同士のコミュニケーションの手助けや、「IT技術を使ってどのように人々の暮らしを豊かにしていくか」という活用方法についての考え方。

5 販路拡大・需要開拓部会の活動結果

(1) 第3期部会からの引継ぎ事項

第4期販路拡大・需要開拓部会より「事業者に対するマーケティング等の必要性及び商品の開発等に対する支援の必要性について、継続して検討を行う」との引継ぎを受け、継続して議論を進めていくこととなりました。

(2) 苫小牧市中小企業振興計画に関する議論

部会では、中小企業が長期的に事業を継続していくためには、販路拡大や需要の開拓が必要であるという認識のもと、現状の課題から解決方法（支援策など）について、ブレインストーミングにて議論を重ねてまいりました。課題として「事業効果、成功例、失敗例が共有出来る事業」「セミナーの企画からフォローアップまでの支援」「事業者としてやるべきことをやる機運」が必要であることを盛り込んでいます。

《主要意見》

- ◆補助金を活用して行った事業を、各団体に所属する会員へのインタビューにて会報誌・ホームページなどの記事で紹介し、とまサポ等で周知・共有を図っていく。
- ◆何日かに分けて同じテーマの研修を実施することや、フォローアップが出来る専門家と研修後も協力を仰げる仕組みを構築する。
- ◆ICTを活用したいが何をしたら良いか分からない事業者から海外まで販路拡大したい事業者まで、各事業者に合わせた階層ごとの支援メニューを構築する。また、行政は支援してくれる窓口を紹介する等の間接的な立場に対し、民間の支援機関は支援する事業者と伴走し、コンサルティングする立場で事業を実施する。

(3) 部会における課題と第5期部会への引継ぎ事項

部会で議論し、主要意見に載せられなかった課題や、第5期で引き続き議論してい

きただきたい内容について、下記のとおり整理しております。

○部会における課題と提案

- ・中小企業振興計画別冊に記載されている事業で、No.12「立地企業サポート事業」、No.14「苫小牧イノベーション活性化事業」、No.44「イベント・環境整備等助成事業」にて、失敗例や成功例の展開、及びNo.16「中小企業人材育成補助金」、No.47「創業サポート事業」にて、セミナー後のフォロー体制強化が可能か、提案いたします。
- ・事業者が、自ら自社の商品やサービスの強みを理解し、販路が対法人なのか対個人なのかを明確にして取り組む必要があると考えます。

○次期部会への申し送り事項

時代の変化が速い中、SNSが多用されてきており、販路拡大セミナー等を実施した場合でも、内容がSNS活用法にとどまらず、実際に利用するまでのフォローアップ体制や、同じ目的や境遇の人が集い、意見交換ができるコミュニティの場所の創出を検討する必要があると考えます。それが呼び水となり、販路拡大や新規需要開拓を求める事業者同士で交流ができ、裾野が広がる取組を検討していただきたいと考えます。

ただし、行政は窓口や案内役のような立ち位置で、異業種間の交流ができ、新たなアイデアを出し合えるコミュニティの場を形成していく方法を検討していただきたいと考えます。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による今後の考え方について

新しい生活様式が広がる中、「外出の機会」や「手に取って商品を見る機会」が間違いなく減少し、非対面ビジネススタイルが拡大してきており、移行する流れとなることに伴い、今後の販路拡大には※EC販売のルートやサイトの構築、SNS等のオンラインサービスを活用し、自社の製品やサービスをいかに魅力的に説明し、発信できるかが、重要となってきます。

今後の販路開拓に欠かせなくなるであろうICTの活用について、もっと身近で容易に使えるツールになるように、セミナーや講習会を行っていくことが必要ではないかと考えます。

※ EC販売：ECはElectronic Commerceの略で「電子商取引」の意味。インターネット上で商品やサービスを販売するサイトをECサイトと言い、それを活用して物販事業を行うことをEC販売という。

6 今後の中小企業振興のあり方について

(1) 苫小牧市中小企業振興計画の着実な実行へ向けて

第4期苫小牧市中小企業振興審議会では、令和元年7月12日に市長から「行動する審議会」として委嘱を受けてから、とまサポの開設や先進都市の視察報告等を通じてこれからの課題を把握し、令和3年2月に創業促進イベントとして「スタートアップウィークエンド苫小牧」の開催に繋げる等、解決方法に至るまでの議論を積み重ねてまいりました。第3期審議会で策定した「苫小牧市中小企業振興計画〜がんばる中小企業を応援するとまチョップラン(PLAN)」について今後どう考え、どう行動していくかの指針を定め次回以降の審議会に引き継ぐ“繋ぎ”の役割を担い、議論を進めてまいりました。

(2) 第5期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ

第4期苫小牧市中小企業振興審議会では、審議会内の議論や部会でのブレインストーミング等での議論の他、担当部会以外の知識・経験を豊富に持っている方の考えを聞いたり、自由に意見交換ができる時間を、審議会後非公開で委員全員にて自由に意見交換を行う場を試験的に設ける等、地域振興の具現化を推し進めるため、議論方法でも試行錯誤を行ってまいりました。

議論の中で、多くの中小事業者は、非常時に生き残りを図りたくても、自らの力だけでは、経営課題を解決していくことが難しいという現状が見えてきました。そのため、会社外の異業種コミュニティや困った時に相談ができる、仲間が集まって悩みを相談し合えるようなコミュニティを形成できる場所が必要という意見が挙げられました。

また、新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、非対面型ビジネスの社会的なニーズが高まり、様々な業種でICTの利活用が求められておりますが、市内事業者で対応できる企業は少なく、業務を依頼できる企業も少ないことから市内事業者のICTの利活用が進んでいない点も、審議会後に実施した意見交換会や部会での議論から、共通の課題として明確になってまいりました。

※第5期審議会への引継ぎに係る、委員からの意見

- ・ICTの活用を推進できる事業者の創出の必要性の検討
- ・会社外での異業種コミュニティの創出の必要性の検討
- ・意欲ある事業者が営業や商品、販路の相談ができる場所の必要性の検討
- ・幅広い年代の方が意見交換できる場所の必要性の検討

次期審議会では、これらの意見が具現化するような方法論をはじめ、試行錯誤を行っていた課題抽出や認識を深める議論の方法、さらには審議会や部会のあり方についても、議論を進めていただきたいと思います。

また、平成30年に策定した計画が令和5年に改訂があることから、現在の計画に沿った施策の進捗度合いの確認及び計画の見直しについて議論をお願いします。

7 参考

(1) 第4期苫小牧市中小企業振興審議会名簿 (五十音順、敬称略)

氏名	所属機関等
秋山 集一	苫小牧市商店街振興組合連合会 理事長
伊藤 輝美	公募委員
○ 遠藤 和盛	苫小牧商工会議所 苫小牧中小企業相談所 所長
太田 智里	公募委員
尾崎 郁美	北海道中小企業団体中央会胆振支部 事務所長
川島 和浩	苫小牧駒澤大学 教授 ※令和2年4月人事異動により退任
坂本 修	株式会社 豊月 取締役 専務執行役員 管理本部長
須田 孝徳	苫小牧工業高等専門学校 教授 中小企業診断士
◎ 高橋 憲司	一般社団法人北海道中小企業家同友会苫小牧支部 支部長
多田 洋子	苫小牧青色申告会 女性部長
西山 俊輔	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 苫小牧東地区ディストリクトマネジャー
平井 典男	苫小牧金融協会 (苫小牧信用金庫 審査管理部 審査部長)
吉川 祐二	一般社団法人北海道機械工業会苫小牧支部 副支部長
渡辺 秀敏	一般社団法人苫小牧青年会議所 第67代理事長
綿貫 陽生	社会保険労務士

※氏名欄において、◎印は「会長」、○印は「副会長」

(2) 審議会活動記録

<第1回会議>

日時：令和元年7月12日(金) 午後2時00分～午後3時00分

場所：苫小牧市役所5階 第2応接室

出席：委員12名

内容：第4期委員委嘱、会長・副会長の決定、審議会の運営

<第2回会議>

日時：令和元年10月10日(木) 午後1時30分～午後2時15分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員8名

内容：各部会報告、中小企業支援ポータルサイトについて

<第3回会議>

日時：令和元年12月25日(水) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員10名

内容：各部会報告計画に係る審議

<第4回会議>

日時：令和2年2月12日(水) 午後1時30分～午後2時00分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員12名

内容：各部会報告、情報交換

<第5回会議>

日時：令和2年8月19日(水) 午後1時30分～午後2時20分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員12名

内容：各部会報告、情報交換

<第6回会議>

日時：令和2年11月25日(水) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員11名

内容：各部会報告、小規模修繕契約希望登録制度、
Startup Weekend Tomakomai について

<第7回会議>

日時：令和3年3月19日(金) 午後1時30分～午後2時40分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員11名

内容：審議会報告書のまとめ、事業承継推進事業について、
就職氷河期世代就職応援事業について、新型コロナウイルス
感染症影響調査結果報告について

(3) 創業促進・事業承継促進部会の記録

—所属委員—

遠藤部会長、高橋副部会長、平井委員、須田委員、太田委員

<第1回>

令和元年7月12日(金) 午後3時05分～午後3時50分

<第2回>

令和元年10月10日(木) 午後2時15分～午後3時10分

<第3回>

令和元年12月25日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第4回>

令和2年2月12日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第5回>

令和2年8月19日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第6回>

令和2年11月25日(水) 午後2時30分～午後3時30分

(4) 人材確保・育成部会の記録

―所属委員―

秋山部会長、吉川副部会長、西山委員、綿貫委員、伊藤委員

<第1回部会>

令和元年7月12日(金) 午後3時05分～午後4時00分

<第2回>

令和元年10月10日(水) 午後3時05分～午後4時00分

<第3回>

令和元年12月25日(水) 欠席多数につき開催延期

<第4回>

令和2年2月12日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第5回>

令和2年8月19日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第6回>

令和2年11月25日(水) 午後2時30分～午後3時30分

(5) 販路拡大・需要開拓部会の記録

―所属委員―

坂本部会長、渡辺副部会長、多田委員、尾崎委員、川島委員

<第1回>

令和元年7月12日(金) 午後3時05分～午後3時50分

<第2回>

令和元年10月10日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第3回>

令和元年12月25日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第4回>

令和2年2月12日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第5回>

令和2年10月14日(水) 書面にて意見集約

<第6回>

令和2年11月25日(水) 午後2時30分～午後3時30分

(6) 苫小牧市中小企業振興計画・計画別冊

別添

(7) 苫小牧市中小企業振興条例

平成 25 年 3 月 21 日 条例第 5 号

苫小牧市は、国内初の内陸掘込港と空港に近い利点を生かし、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。この発展の原動力として、本市に立地する企業の大多数を占める中小企業が、産業及び経済を根幹から支え、大きな役割を担ってきた。

中小企業の振興により、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出されていくなどの良好な経済循環が生み出される。この循環が、本市の産業及び経済の活性化につながり、まちづくりを発展させ、市民生活の向上をもたらすことになる。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、本市の産業及び経済と市民生活全体に関わる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化してきており、これまで本市の産業及び経済を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような中で、中小企業の活力を維持及び強化していくためには、中小企業の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えるべく果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業が育つ社会環境が重要であり、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが必要である。

中小企業の振興により、中小企業が生き生きと躍動し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市の産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市の産業及び経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者でその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体でその主たる事務所を市内に有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条第1項に規定する商工会議所その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が協働して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に的確に対応するよう推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民と連携及び協力するよう努めなければならない。

(中小企業者等の責務)

第5条 中小企業者等は、経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ)、従業員の育成等による経営基盤の強化及び経営の安定を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者等は、雇用の創出を図るとともに、大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関との協力により、事業活動に必要な人材の育成及び確保を図るよう努めなければならない。

3 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、豊かで暮らしやすいまちの実現に貢献するよう努めなければならない。

5 中小企業者等は、地域や業種等による組織化、組織された団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めなければならない。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び創業する者の育成に向け、指導及び支援するよう努めなければならない。

2 経済団体は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

3 経済団体は、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携並びに中小企業者等及び大企業者の連携を促進するよう努めなければならない。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力並びに中小企業者等の利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、中小企業の振興が、市民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することについて認識するよう努めるものとする。

2 市民は、経済循環の一翼を担う消費者として、中小企業者等が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 中小企業振興施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業者等の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業者等による組織化及び連携の促進を図ること。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市からの受注機会の増大)

第11条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第12条 市長の附属機関として、苫小牧市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議するほか、中小企業の振興の推進に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、中小企業の振興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(苫小牧市中小企業等振興条例の廃止)
- 2 苫小牧市中小企業等振興条例(昭和49年条例第5号)は、廃止する。
(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「及び国民健康保険運営協議会」を「、国民健康保険運営協議会及び中小企業振興審議会」に改める。

(苫小牧市企業立地振興条例の一部改正)

- 4 苫小牧市企業立地振興条例(昭和59年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条中「条例は、」の次に「苫小牧市中小企業振興条例(平成25年条例第5号)附則第2項の規定による廃止前の」を加える。

(8) 苫小牧市中小企業振興審議会規則

平成25年3月21日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市中小企業振興条例(平成25年条例第5号。以下「条例」という。)

第12条第6項の規定に基づき、苫小牧市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、条例第12条第4項に規定する者で次に掲げるもののうちから委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 中小企業者等
- (4) 経済団体
- (5) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議長は、会長が行う。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業経済部産業振興室商業振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。